

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>第3条の2 略</p> <p>(休息时间)</p> <p>第4条 <u>条例第7条の規定による休息時間は、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間（条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）ごとに15分とする。</u></p> <p>2 <u>条例第7条の規定による休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとする。</u></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、<u>条例第6条の規定により休憩時間を置き、又は条例第7条の規定により休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第7条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる当直勤務</p> <p>ア <u>病院において入院患者の病状の急変等に対処するために医師又は歯科医師の行う当直勤務</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ <u>病院において救急の外来患者等に対する看護業務のために看護師又</u></p>

2 任命権者は、休日（条例第10条に規定する休日をいう。以下同じ。）又は国の行事の行われる日で人事委員会が指定する日の正規の勤務時間（条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

（年次休暇の日数）

第11条 略

（1）～（4） 略

（5） 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会の認める職員 20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

（6）・（7） 略

2・3 略

（病気休暇）

第14条 略

（1） 公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

（2） 前号に規定する負傷又は疾病以外の負傷又は疾病の場合 引き続き90日（結核性疾患その他の長期間の療養を要する疾病として人事委員会

は准看護師の行う当直勤務

2 任命権者は、休日（条例第10条に規定する休日をいう。以下同じ。）又は国の行事の行われる日で人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

（年次休暇の日数）

第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

（1）～（4） 略

（5） 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員（次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会の認める職員 20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

（6）・（7） 略

2・3 略

（病気休暇）

第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 公務による負傷若しくは疾病（結核性疾患にあっては、医師の診断により、療養又は休養を要することとされたものを含む。以下この条において同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

（2） 前号に規定する負傷又は疾病以外の負傷又は疾病の場合 引き続き180日（再任用職員にあっては、引き続き90日）を超えない範囲内で医

が定める疾病にあっては、人事委員会が定める期間)を超えない範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

2 前項第2号に規定する負傷又は疾病による病気休暇を使用した職員が再び勤務するに至った後6月以内に同一の負傷又は疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合における同号の規定の適用については、その使用した病気休暇の期間を当該承認に係る病気休暇の期間に通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないとして人事委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(特別休暇)

第15条 略

(1)～(10) 略

(11) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項に規定する予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあっては、日又は時間)。ただし、1の年において5日を限度とする。

(12)～(21) 略

(週休日等についての別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間。ただし、結核性疾患(医師の診断により、療養又は休養を要することとされたものを含む。)にあっては、引き続き1年を超えない範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間とする。

(特別休暇)

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(10) 略

(11) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項若しくは結核予防法(昭和26年法律第96号)第13条に規定する予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあっては、日又は時間)。ただし、1の年において5日を限度とする。

(12)～(21) 略

(週休日等についての別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第4条第1項及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休息时间又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第14条第2号の規定の適用を受けて使用している病気休暇に引き続く当該病気休暇に係る負傷又は疾病（結核性疾患その他の長期間の療養を要する疾病として人事委員会が定める疾病を除く。以下この項において同じ。）と同一の負傷又は疾病に係る病気休暇についての改正後の第14条第1項第2号の規定の適用については、同号中「90日（結核性疾患その他の長期間の療養を要する疾病として人事委員会が定める疾病にあつては、人事委員会が定める期間）」とあるのは、「特定期間（180日（再任用職員にあつては、90日）から当該負傷又は疾病に係る病気休暇につき職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成19年香川県人事委員会規則第16号）による改正前の第14条第2号の規定の適用を受けて使用した期間を除いた期間（その期間が90日を超える場合にあつては、90日）をいう。）」とする。

3 この規則の施行の際現に改正前の第14条第2号の規定の適用を受けて病気休暇を使用している職員が再び勤務するに至った後6月以内に当該病気休暇に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合には、改正後の第14条第2項の規定は、適用しない。